

焼津市 建設工事の発注における中東情勢の変化による 建設資材の流通状況を踏まえた設計変更等の運用

1 目的

本運用は、中東情勢の変化に伴い、ナフサを由来とする建設資材（以下「調達検討資材」という。）の調達困難状況を踏まえ、代替資材の調達や流通経路の見直し等により追加で必要となる経費（以下「別途調達経費」という。）を設計変更で計上するにあたり、必要となる手続き等を定めることを目的とする。

2 対象工事

焼津市が発注する建設工事

3 調達検討資材

供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサ由来の建設資材とする。

具体的な資材の事例として、塗料（さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む。）、防水材（シーリングを含む。）、断熱材（押出法ポリスチレンフォーム等）、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板などを想定している。

一般財団法人経済調査会、一般財団法人経済物価調査会等から中東情勢の影響を受け、供給面での懸念や価格上昇の動きが顕在化していると公表されている資材を対象とすることを基本とするが、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議の申出があった場合は、誠実に協議に応じることとする。

また、調達検討資材以外の資材価格の高騰に対しては、従来どおり単品スライド等で対応する。

4 別途調達経費

次の(1)～(3)の場合において調達変更により必要となる経費をいう。

材料費に連動するその他経費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の変更は対象とするが、労務費、機械器具費、仮設材費は対象としない。

- (1) 設計図書どおりの調達検討資材の代替資材を調達した場合
- (2) 設計図書どおりの調達検討資材の調達にあたり、流通経路の見直しにより調達経費が別途必要となる場合
- (3) 設計図書どおりの調達検討資材の調達にあたり、流通状況を踏まえた調達経費が反映された価格で調達する場合

5 設計変更等の流れ

- (1) 発注者は、発注時の設計図書に、別紙特記仕様書を添付し、本運用の適用工事であることを明確にする。
- (2) 受注者は、調達検討資材について、代替資材の調達又は流通状況を踏まえた別途経費が必要となる調達をせざるを得ない場合は、購入する前に、対象資材に関する協議書（様式1）に基づき、事前に監督職員と協議す

る。調達検討資材を直ちに購入する必要があり、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メール等での協議も可とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

- (3) 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（様式2）及び実際の取引伝票等を監督職員に提出する。
- (4) 代替資材を調達する場合、受注者は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満たしていることが確認できる資料（カタログ等）を監督職員へ提出する。
- (5) 監督職員は、提出された証明書類により妥当性が確認された別途調査経費について、設計変更の対象とする。
- (6) 本運用による設計変更内容は、焼津市建設工事請負契約約款第25条第5項（スライド条項）の対象外とする。
- (7) 設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うものとする。
- (8) 既契約工事においては、本運用を監督職員から受注者に通知するとともに、受発注者間で協議の上、本運用の適用を決定する。なお、本運用適用後の諸手続きは、(2)から(7)までと同様とする。

6 積算方法

令和8年7月1日付 静岡県交通基盤部建設経済局建設業課長・技術調査課長より送付された「中東情勢の変化による建設資材の流通を踏まえた設計変更等の運用について（送付）」のうち、土木工事については、別紙1中「4 積算方法」、建築工事については、別紙2中「6 積算方法」に準じて積算を行うものとする。

7 適用期間

本運用は、令和8年8月1日以降に公告等を行う案件から適用する。

令和8年7月31日以前に契約した案件については、受発注者間で協議が整ったものに対して適用する。

本運用は当面の措置であり、運用の終了については、別途お知らせします。